

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

訓 令	職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	四〇二	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四〇三
告 示	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	四〇二	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四〇四
	県営土地改良事業計画を変更した件	四〇三	地域森林計画の案を定めた件	四〇四
	道路の供用を開始する件	四〇三	地域森林計画の変更案を定めた件三件	四〇四
公 告			福島県選挙管理委員会	
			不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	四〇五
			正 誤	
			平成二十三年十一月四日付け定例第二千三百三十一号中	四〇五

訓 令

福島県訓令第二十八号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

本庁機関
出先機関

別表スポーツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

県民健康管理調査に係る調査の実施の企画及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員	福島市光が丘一番地 (公立大学法人福島県立医科大学)	県民健康管理調査に係る調査の実施の企画及び関係機関との調整に関すること。
--	-------------------------------	--------------------------------------

別表へき地診療所等への診療支援の業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

医師の県内への定着の推進及び医師の偏在の解消に関する業務に従事する職員	福島市光が丘一番地 (公立大学法人福島県立医科大学)	医師の県内への定着の推進及び医師の偏在の解消に関すること。
-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月十四日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

騒音規制法に基づく特定施設を有しているため、騒音に係る規制基準を遵守するとともに、周辺環境に影響のないように努めること。

2 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大規模地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成二十三年十一月十四日から
同 年十二月五日まで （二十二日間）

縦覧の場所

田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字櫛戸字下ノ原二五番地 先から 同 郡同 町大字櫛戸字向山八番地先まで	平成二十三年一月一日

（道路計画課）

公 告

公告第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月一日

二 名称

特定非営利活動法人まちづくりNPO新町なみえ

三 代表者の氏名

原田 雄一

- 四 主たる事務所の所在地
福島県二本松市郭内一丁目八十一番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、歴史と文化により培われてきたふるさと浪江町及び周辺地域に対して、失われた絆を取り戻し、ふるさととの再生を目指して、積極的にまちづくりに取り組み、ふるさとに帰る人々の為に、コミュニティ機能の構築や歴史的遺産と伝統文化の復活など将来が明るく夢溢れる地域である事に邁進して、浪江町及び周辺地域の再生の為に、都市計画も含めて提言や計画の実行を推進する。また、協働のまちづくりを推進して、他団体とも手を携えてふるさと浪江町及び周辺地域の再生に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人相馬フオロアチーム
- 三 代表者の氏名
山田 耕一郎
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市中村一丁目五番地の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、相馬市内の園児、児童、生徒、教員等に対して、東日本震災により生じた心理的ショックを緩和するための心理的なケアに関する事業を行い、もって相馬市民の心の健康の維持に寄与することと、子供たちの生きる力をはぐくむことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書案

縦覧の期間
平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第十六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部
（森林計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八号、第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項又は第十二号第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十一月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	変更後	変更年月日
福島地方広域行政事務組合桑折緑風園	社会福祉法人緑風福祉会桑折緑風園	平成二十三年四月一日

正 誤

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

○平成二十三年十一月四日付け定例第二千三百三十一号中

三九五 下 後ろか 認可